



# 産業廃棄物処理業者名簿

(令和元年9月1日現在)

川崎市環境局生活環境部  
廃棄物指導課

# 1. 説 明

(1) この名簿は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、以下の産業廃棄物処理業の許可を令和元年9月1日現在、川崎市長から受けている者を対象としています。

- ア 産業廃棄物収集運搬業 (法第14条第1項又は法第14条の2第1項)
- イ 産業廃棄物処分業 (法第14条第6項又は法第14条の2第1項)
- ウ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項)
- エ 特別管理産業廃棄物処分業 (法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項)

(2) 産業廃棄物の種類と表示方法

ア 産業廃棄物は、法で定められた6種類と「法施行令」(以下「政令」という。)で定められた14種類の合わせて20種類とし、特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものとします。

イ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類は、以下のように一部略して表示されています。

No.	産 業 廃 棄 物
1	燃え殻
2	汚 泥
3	廃 油
4	廃 酸
5	廃アルカリ
6	廃プラ類 (廃プラスチック類)
7	紙くず
8	木くず
9	繊維くず
10	動植物性残渣 (政令第2条第4号に定めるもの)
11	ゴムくず
12	金属くず
13	ガラスくず (政令第2条第7号に定めるもの)
14	鉱さい
15	がれき類 (政令第2条第9号に定めるもの)
16	動物ふん尿 (動物のふん尿)
17	動物の死体
18	ばいじん
19	13号廃棄物 (政令第2条第13号に定めるもの)
20	動物系不要物 (政令第2条第4号の2に定めるもの)

No.	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
1	廃 油 (燃焼しやすいもの)
2	廃 酸 (PH2.0以下)
3	廃アルカリ (PH12.0以上)
4	感染性産業廃棄物
5	特定有害産業廃棄物
	(1) 廃PCB (廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物)
	(2) 廃水銀等
	(3) 下水道汚泥 (指定下水道汚泥)
	(4) 鉱さい
	(5) 廃石綿等
	(6) ばいじん
	(7) 燃え殻
	(8) 廃 油 (廃溶剤)
	(9) 汚 泥
	(10) 廃 酸
	(11) 廃アルカリ

※ PCBはポリ塩化ビフェニルをいいます。

(3) 事業範囲

業の事業範囲に制限等がある場合と、特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類は以下の表に示した番号で表示しています。

番号	事業範囲に関する制限等
00	制限がある場合は左欄に記載
40	廃油（燃焼しやすいもの）
41	廃酸（腐食性）
42	廃アルカリ（腐食性）
87	石綿含有産業廃棄物を含む
99	その他
119	水銀含有ばいじん等を含む※
120	水銀使用製品産業廃棄物を含む※

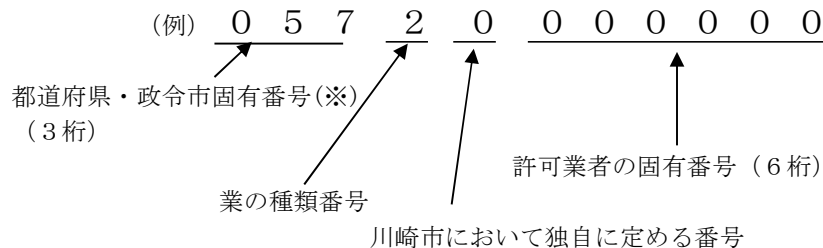
番号	特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類
04	水銀又はその化合物
05	カドミウム又はその化合物
06	鉛又はその化合物
07	有機燐化合物
08	六価クロム化合物
09	砒素又はその化合物
10	シアン化合物
11	PCB

番号	特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類
12	トリクロロエチレン
13	テトラクロロエチレン
14	ジクロロメタン
15	四塩化炭素
16	1,2-ジクロロエタン
17	1,1-ジクロロエチレン
18	シス-1,2-ジクロロエチレン
19	1,1,1-トリクロロエタン
20	1,1,2-トリクロロエタン
21	1,3-ジクロロプロペン
22	チウラム
23	シマジン
24	チオベンカルブ
25	ベンゼン
26	セレン又はその化合物
27	1,4-ジオキサン
28	ダイオキシン類

※ 水銀に関する法律施行規則の改正（平成29年10月施行）以降、水銀に関する許可証の書き換えを行った処理業者のみ番号が反映されています。

(4) 許可番号

許可番号は、全国統一の表示方式を採用しています。その詳細は次のとおりです。



※ 都道府県・政令市固有番号

固有番号	自治体名	固有番号	自治体名	固有番号	自治体名	固有番号	自治体名	固有番号	自治体名
01	北海道	26	京都府	50	旭川市	76	北九州市	101	さいたま市
02	青森県	27	大阪府	51	札幌市	77	福岡市	102	奈良市
03	岩手県	28	兵庫県	52	函館市	78	大牟田市	103	川越市
04	宮城県	29	奈良県	54	仙台市	79	長崎市	104	船橋市
05	秋田県	30	和歌山県	55	千葉市	80	佐世保市	105	岡崎市
06	山形県	31	鳥取県	56	横浜市	81	熊本市	106	高槻市
07	福島県	32	島根県	57	川崎市	82	鹿児島市	108	青森市
08	茨城県	33	岡山県	58	横須賀市	83	岡山市	109	八王子市
09	栃木県	34	広島県	59	新潟市	84	宇都宮市	110	盛岡市
10	群馬県	35	山口県	60	金沢市	85	富山市	111	柏市
11	埼玉県	36	徳島県	61	岐阜市	86	秋田市	112	久留米市
12	千葉県	37	香川県	62	静岡市	87	郡山市	114	前橋市
13	東京都	38	愛媛県	63	浜松市	88	大分市	115	大津市
14	神奈川県	39	高知県	64	名古屋市	89	松山市	116	高崎市
15	新潟県	40	福岡県	65	京都市	90	豊田市	118	豊中市
16	富山県	41	佐賀県	66	大阪市	91	福山市	119	那覇市
17	石川県	42	長崎県	67	堺市	92	高知市	120	枚方市
18	福井県	43	熊本県	68	東大阪市	93	宮崎市	121	越谷市
19	山梨県	44	大分県	69	神戸市	94	いわき市	122	八戸市
20	長野県	45	宮崎県	70	姫路市	95	長野市	124	福島市
21	岐阜県	46	鹿児島県	71	尼崎市	96	豊橋市	125	川口市
22	静岡県	47	沖縄県	72	和歌山市	97	高松市	126	八尾市
23	愛知県			73	広島市	98	相模原市	127	明石市
24	三重県			74	呉市	99	西宮市	128	鳥取市
25	滋賀県			75	下関市	100	倉敷市	129	松江市

※ 業の種類番号

産業廃棄物 収集運搬業	積替え・保管を含まない	0
	積替え又は保管を含む	1
産業廃棄物 処分業	中間処理のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処理及び最終処分	4
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	積替え・保管を含まない	5
	積替え又は保管を含む	6
特別管理産業廃棄物 処分業	中間処理のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処理及び最終処分	9

平成23年4月の法改正により、積替え・保管を含まない収集運搬業については、原則神奈川県知事の許可で川崎市内の収集運搬ができるようになりました。本名簿に掲載されている積替え・保管を含まない収集運搬業者のうち、神奈川県知事の許可を受けている者については川崎市の許可が失効していることがあります。

(5) 許可日及び許可期限

ア 許可日及び許可期限は和暦の年号で表示しています。(「H20年2月1日」の要領で表示。)

イ 許可の期限は許可日より5年間(優良確認又は優良認定を受けた場合は7年間)と定められており、許可期限ごとに更新の手続きを行わないと許可は失効しますので、許可期限後の更新の有無については、当市に確認してください。